

介護施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長  
(公印省略)

退院患者の介護施設における適切な受入等について（要請）

介護施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

さて、本県では、令和4年1月27日より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施しておりますが、その後も新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が1,000人を超える日が続き、さらには高齢者の感染割合増加等に伴い、入院患者数も急増しております。

2月9日現在の新型コロナウイルス感染症受入医療機関の病床使用率は約53%（速報値）で、重症患者も増加しております。また、入院患者数は今後さらに増加し、受入病床のひっ迫が懸念されます。

退院患者の介護施設における適切な受入等につきましては、令和2年12月25日付厚生労働省事務連絡（令和3年3月5日（一部改正））において、「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」などの退院に関する基準が、留意点等として示されており、また、令和4年2月8日付け厚生労働省事務連絡「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について」においても、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして、施設系及び居住系サービス事業所において、入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこととされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関から、施設入所者等が上記の退院に関する基準に従って退院となった場合は、各施設等において円滑に受け入れを進めていただきますよう、お願いします。